

# 議会だより

Vol.

175

2013.7.23

6月の  
定例会

2 **政策提言！ 町政反映！**  
迅速な町の復旧と行政サービスの向上を

16 **町民の思いをかなえるために  
国への要望活動**

8 **ズバリ!! 町政を問う**  
3 議員が質問

17 **みなさんの声を、一つひとつ丁寧に  
～応急仮設住宅自治会と議員との懇談会～**

（お手てつないで 仲良くお散歩(とみたさくら保育施設／富田若宮前応急仮設住宅敷地内)）

政策提言！  
町政反映！

# 迅速な町の復旧と

# 行政サービスの向上を



双葉地方水道企業団事務所の2階に復旧課を設置

双葉地方水道企業団事務所  
双葉郡楢葉町大字上小崎字小山6-2  
電話番号 0120-33-6466  
※コールセンターが電話を転送します。

**復旧課**  
課内に管理係と復旧係の2係を設けます。

- ・管理係 (旧建設管理係)
- ・復旧係 早期帰還の実現に向けインフラなどの復旧や町道および農林道の復旧を勤めます。また、隣接町に事務所を設け、迅速に対応します。

**復興推進課**  
課内に除染対策係と区画整理係の2係を設けます。

- ・除染対策係
- ・区画整理係 都市計画や土地区画整理事業(主に曲田地区)に関する業務を勤めます。



## 定例会の あらまし

平成25年6月11日  
および12日の2日間開催した6月定例会では、避難生活支援の強化や行政サービスの向上を図る行政機構改革に関する議案をはじめ、一般会計および特別会計補正予算などの議案を慎重に審議し、全て原案のとおり可決しました。

また、福島第一原発事故に係る損害賠償請求権に関する意見書を政府に提出することを可決しました。  
一般質問では3議員が登壇し、当面する行政の問題点などを問いたしました。

## 行政組織が 変わる

平成24年9月定例会以降、議会が町に提言し続けた「町の復旧・復興の迅速な対応」と「多くの町民が避難生活をしているいわき地区の行政サービスの強化」。両提言を実現化した行政組織は、平成25年7月1日より施行します。  
(全会一致・原案可決)

## 議会委員会の 所管も変わる

行政改革の施行に伴い、議会常任委員会における所管課も一部改正しました。  
(全会一致・原案可決)

## 行政改革の 概要

健康福祉課を「健康福祉課」と「住民課」に、都市整備課を「復旧課」と「復興推進課」のそれぞれ2課に分け、組織のスリム化を図るとともに専門性を高めます。この紙面では、新たに設置した課および係等を紹介します。

### 住民課

課内に住民係と国保年金係の2係を設けます。

#### ・住民係

旧戸籍係。住民票の発行や印鑑登録など従来の業務に加え、避難者名簿の管理や居所証明の発行、災害業務全般の総合窓口を勤めます。

## 出張所を 支所に

### いわき支所

「出張所」を「支所」とし、更なる避難生活支援や行政サービスの向上を図ります。  
なお、従前同様、福島県いわき合同庁舎内に設置します。



## 質疑応答

**問** 人員配置と予算は。  
**答** 総務課長 行政執行に従事する職員数は限られていますので、支所に配置する職員数の増減はありません。また、支所に係る予算は、必要に応じて検討します。

**問** 事務手続きにおける「ワンストップ化」は図られるか。  
**答** 総務課長 相談内容によっては国県や郡山事務所との情報交換が必要であり、時間を要することもあります。

**問** 町民の利便性は向上するの。  
**答** 総務課長 事務手続きが速やかに行なえるように一部の決裁権が支所長に移行します。

**問** 支所内に専門の相談担当職員を配置しては。  
**答** 総務課長 職員の育成に努め、相談対応の強化を図るとともに、議会より提言された「月2回程度の相談会の開催」も念頭に入れ、対応を検討します。

**問** 支所の移転、または新たに建設する考えは。  
**答** 総務課長 設置場所などが認知されつつあるいわき支所を移転することは、町民に不便をきたす恐れもあります。町民の利便性を保つ場所などを模索し、検討します。

こんなことが

決まりました

(全議案 全会一致・原案可決)

### 条例の一部改正

仮設自治会副会長にも報酬を支給

既に心急仮設住宅自治会長に年額12万円の報酬が支給されていますが、今年度より、副会長にも年額6万円の報酬が支払われます。

### 地方税法との整合性を図る

地方税法の一部改正に伴い、東日本大震災に係る特例措置として住宅借入金等特別税額控除期限の延長などを改正しました。

平成25年度国民健康保険税額を算定

国民健康保険法施行令の一部改正と平成25年度課税額算定に伴い改正しました。

なお、本町においては、原発事故に伴う避難指示により全額課税免除となっています。

### 報告

前年度予算の一部を今年度予算に

平成24年度の事業を一年間延長して執行するため、前年度予算の一部を今年度予算に繰り越しました。

### 意見書

福島県弁護士会より福島第一原発事故に関する陳情書を受領しました。これを受け、議員より公益に関わる意見書が提出され、審議の結果採択しました。また、その実現を国に要請しました。

### 損害賠償請求権の消滅時効をなくせ!

【要旨】

原発事故が収束してない現時点で損害を確定すること、かつ、被害者が権利保全措置を講じることを求めるのは不可能である。

全ての原発事故被害者が十分な期間にわたり、損害賠償請求権の行使が可能となるよう、下記のとおり強く要望する。

### 提出先

- ・内閣総理大臣
- ・法務大臣
- ・文部科学大臣
- ・経済産業大臣
- ・復興大臣
- ・衆議院議長
- ・参議院議長

記

一、原発事故に係る損害賠償請求権を民法724条前段の消滅時効を適用しないものとする立法措置を講ずること

### 宮本議長が辞職

後任に塚野 芳美 議員

今定例会の席上で宮本皓一議員より議長および議員の辞職願が提出され、許可されました。後任の議長選挙では、賛成多数により、塚野芳美議員を議長に選出しました。



議長 塚野 芳美 議員

### 就任あいさつ

富岡町へ帰る人・帰らない人、全ての町民の皆さんが一日も早く生活の再建をする判断材料に資するため、「賠償・補償・不動産の買い取り」、「町外も含めた低線量地区への公営住宅建設」、「徹底した除染」、「インフラ整備」を加速すると同時に、それらに関する情報を速やかに発信することにより、個人が可能な限り、早急に生活を再建し、現在起こっている家庭崩壊をくい止めなければなりません。議会が一丸となって国や県、町当局に要求してまいります。

# 一般会計 補正予算 2億8539万円を増額

総額80億9888万円に

平成25年度一般会計の補正予算を、原案のとおり可決しました。(全会一致・原案可決)

## 補正予算の注目に

### 歳入(財源)の主なもの

◎災害復旧費 国庫委託金 2億7143万円  
国より委託金を受け、町への早期帰還に向けた事業取り組みの加速化を推進します。

### 歳出(使いみち)の主なもの

◎農地等維持 修繕事業 2億5千万円  
防火対策の一環として、草木が繁茂している町内農地の一部を除草します。

### ◎敬老会事業

579万円  
社会の発展に寄与して来られた高齢者の皆さんに敬意を表し、長寿をお祝いする敬老会を開催します。

### ◎避難生活ネット

ワーク支援事務 ▲4682万円  
事業計画の内容を精査した結果、総額4682万円を減額します。

### ◎放射線

健康調査事業 476万円  
放射線内部被ばく検査会場を増やし、利便性向上と健康被害の防止に努めます。

### ◎有害鳥獣駆除事業

1600万円  
野生化しつつある家畜等を捕獲処分し、町内に残された家屋等の財産を守ります。



### 堀本典明 氏

議員補欠選挙に当選

議員辞職に伴う町議会議員補欠選挙が平成25年7月21日に行なわれ、堀本典明氏が初当選しました。

任期は平成28年3月30日までで、産業厚生常任委員会に所属します。



ほりもと のりあき 堀本典明 議員 (42歳)

私は、生活再建を第一に考え、次の項目を全力で取り組みます。

- 一、実態をふまえ町民それぞれの選択に応じた生活再建の支援
- 二、将来設計、生活再建に向けた賠償基準の見直しの実現
- 三、災害公営住宅等の早期整備
- 四、高速道路、医療費の無料を継続

# 質疑

あれこれ

## 一般会計

予算審議で質疑が行なわれました。いくつかをご紹介します。

### 福祉

**問** 敬老会の実施計画概要を。

**答** 健康福祉課長  
いわき市および郡山市内で9月上旬にそれぞれ開催します。

**問** 高齢者の付き添いに対する支援を。

**答** 町長 避難後、初めて開催する敬老会は試行錯誤での運営となりますが、一人でも多くの方々が参加し、元氣付けられるように努めます。

### 健康管理

**問** 放射線による健康被害を避けるためにも内部被ばく検査の義務付けを。

**答** 健康福祉課長  
国や県に健康管理方針を確認するとともに、現状を訴え、町の復興につながる確かな検証を行なうことを求めます。

**問** 子どもとその保護者等が内部被ばく検査を同時に受検できる体制を。

**答** 健康福祉課長  
一緒に受検できる体制をとります。

**問** 町民の多くが立ち寄り一時帰宅時の中継拠点「下郡山集会所」の除染は。

**答** 都市整備課長  
環境省が7月末に除染を行ないます。

### 生活支援

**問** 避難生活ネットワーク支援に関する予算減額は。

**答** 生活支援課長  
事業計画を十分に精査した結果です。なお、適切な事業内容だと認められた際に改めて支援します。

**問** 災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」を活用する際、町民は家屋等の修繕業者選定に苦慮しているが。

**答** 生活支援課長  
町に相談を受けた際には、入札参加願を提出している建築業者や協力会社を基本的に紹介しています。

### 環境整備

**問** 仮置場や仮設焼却施設ができるまでの期間、家庭ごみを一時的に保管するストックヤードを設置しては。

**答** 町長 現在、仮置場等が決定していな

いことから町内一円ごみを収集することができず、家庭ごみなどを各自保管するように周知徹底しています。一時的なストックヤードの設置について環境省と協議し、検討



ごみの収集ができません。皆様のご協力をお願いします。

### 農地保全

**問** 農地等維持修繕事業の詳細な説明を。

**答** 産業振興課長  
防火対策の一環として、農地の除草作業を行ないます。なお、事業の経過および概要は下記のとおりです。

#### 【経過および概要】

町内の除染作業は低放射線量地区より実施する。これにより、富岡川を境に、南部、北部の順となる。

除染作業の一環として除草作業を行なうよう国と協議した結果、除草作業は国庫支出金「福島県原子力災害避難区域帰還・再生加速事業委託金」を財源とし、直ぐに除染作業を行なわない富岡川北部の農地約100ヘクタール分の除草を行なう。

しかし、「除染事業と除草事業との整合性」や「町への除草作業委託」など、課題が多く挙げられる。

**問** 農家を含めた農地の維持管理を。

**答** 産業振興課長  
放射線管理上、土木作業員による除草作業を計画しています。

**問** 除染後の処理は。

**答** 産業振興課長  
刈り取った草木を収集し、放射線量の拡散防止に努めます。

**問** 農家が自由に除草作業を行なえるようにカッティングロールペーラーなどの農業機械を購入しては。

**答** 産業振興課長  
農機具の購入計画はありませんが、経過状況を踏まえ検討します。

**問** 除染との整合性は。

**答** 産業振興課長  
環境省は、「町内の除染作業を低線量地区より開始する」としていますが、進展が見られませんが、町は農地荒廃を少しでも防ぐためにも、除染作業とは別に、早急に取り組みます。

**問** 除染作業は除染の一環と考えるが。

**答** 町長 原発事故に対する環境省の対応は不十分であり、納得のいく説明や行動が見られませんが、町は国に対し、一貫性をもった責任のある除染計画の構築を強く求めます。



環境省が示した「除染関係ガイドライン」

## 一般会計および特別会計 補正予算額

会計別	当初予算額	補正額	補正後の予算額
一般会計	78億1349万円	2億8539万円	80億9888万円
国民健康保険	21億210万円		21億210万円
公設地方卸売市場	2万円		2万円
蛇谷須特環下水道	3020万円		3020万円
公共下水道	6億1117万円		6億1117万円
農業集落排水	1億3144万円		1億3144万円
曲田土地区画整理	308万円		308万円
介護保険	11億4987万円	0円	11億4987万円
後期高齢者医療	9750万円		9750万円
仮設診療所	7549万円		7549万円
介護サービス事業	417万円		417万円
合計	120億1853万円	2億8539万円	123億392万円

※「介護保険事業特別会計」は、本年度予算内での補正であり、補正額の増減はありません。



安藤 正純 議員

### 問 年間1ミリシーベルト実現までの工程は

### 答 国は検討中で提示できない状況

求めています。1ミリシーベルト以下になる対策を検討中であり、工程表は提示できないと聞いています。

**問** NHKの調査では、市町村が責任を持って除染する地域のうち65%が、国が目標としている1時間当たり0・23マイクロシーベルトを下回っていない。本町は高線量であり、国の数値目標達成は不可能であると思われるが。  
**答 町長** 国による本格除染では、年間20ミリシーベルト以上の箇所については20ミリシーベルト以下を目指し、それ以下の箇所については長期的に1ミリシーベルトを目指すとしています。長期的期間を明らかにするように国に求めています。1ミリシーベルト以下になる対策を検討中であり、工程表は提示できないと聞いています。

決して、子どもの帰還を促すための除染ではありません。

**問** 「子どもは最後に戻す。」と答弁している一方で、富一小・富一中を先行除染している。何故、先行して小中学校を除染するのか。  
**答 都市整備課長** 除染および自然減衰による放射線量の推移を調査するため、公的な施設等の先行除染を行っており、今後の計画では、モデル事業で実施した町役場や保健センター、各行政区集会所等を実施すると伺っています。

国は1時間当たり0・23マイクロシーベルトを目標にして除染しているが、既に

**問** 山林の除染なしで町は再生できるか  
**答** 国の示す山林除染は全くナンセンス  
**問** 環境省が示す本格除染計画には、山林除染が含まれていない。町民が帰還できる状態にするためには山林除染も行なうべきと考えるが。  
**答 町長** 山林除染を自宅20メートル圏内とする環境省の考えは、全くナンセンスです。風雨による放射能の拡散が予測されることから、他町村も山林の除染範囲を拡大するよう国に問題提起しています。

方々も十分尊重しながら、国や議会とも相談します。

除染作業を終えた市町村でも数値目標まで至っていない地域が数多くあり、富岡・大熊・双葉・浪江の4町では、さらに達成が困難であると予想される。国が放射線量を数値目標まで下げることができなかった場合の対応は。  
**答 町長** 実現できなければ、5年後も帰還宣言を行ないません。当然、賠償も連動しますので、国と協議します。しかし、5年以上経過する中で、解除準備区域内が年間1ミリシーベルトを達成し、町民から帰ったという声が出たときには、町民の考え方も十分尊重しながら、国や議会とも相談します。

見ながら冷静に対処します。

**問** 示談交渉手続きを紛争解決センターへ冷静に対応  
**答** 町長 本町は原賠審が取りまとめた賠償指針の精神的損害の月額10万円の増額を所管である文部科学省、経済産業省にそれぞれ要望しているところであり、紛争解決センターへの対応は、今後の状況を見ながら冷静に対処します。



# 町政を問う

### 3議員が質問

6月定例会の一般質問に3議員が登壇し、町の対応や考えなどを問いました。この紙面では、質問した順に質疑応答の要点をお知らせします。

**1 安藤 正純 議員** …… 9

**2 早川 恒久 議員** …… 10

**3 遠藤 一善 議員** …… 11

町民タブレットにて動画配信中!



- 1 安藤 正純 議員** …… 9
  1. 富岡町の復興と帰還時期の考え方について
  2. 財物賠償の裁判外紛争解決の手法について

- 2 早川 恒久 議員** …… 10
  1. 東京電力賠償について
  2. 帰還後の産業基盤の形成、雇用の創出について

- 3 遠藤 一善 議員** …… 11
  1. 生活の安定化に向けた施策について
  2. 除染について

**問** 示談交渉手続きを紛争解決センターへ冷静に対応  
**答** 町長 本町は原賠審(原子力損害賠償紛争審査会)から住民の納得できる賠償額や賠償指針が出されていない今こそ、住民の同意を得て、原子力損害賠償紛争解決センターに示談交渉手続きを行なうべきと考えるが。



遠藤 一善 議員

## 問 新たな住宅取得者に対する支援策を

## 答 今後、国・県に要望

また、生活再建を容易にするためには、現在の賠償基準によらず、移転補償の考

えに沿った賠償を考えていますので、中間指針の見直しを見きわめながら、国に強く求めていきます。

町としては、森林除染が行われないうちを国に引き続き情報発信して要請していきます。



雑草や雑木が繁茂する田畑

県には津波被災者を限定とした定住対策がありますが、原発避難者は適用外となつています。戻れない状況も踏まえた対策として、県との協議の中で今後検討していきます。

高年齢者が居住する世帯に対する住宅改修への支援策が必要と考えるが。

住宅周辺の田畑、里山も一括して除染を環境省に要請

田畑に雑草や雑木が繁茂しているが、警戒区域再編後に入りりが自由になった農地等の管理対策は。

雑草、雑木が繁茂する農地の管理対策は防火等のために町が一部除草を実施



早川 恒久 議員

## 問 残り1年分の賠償金支払いを早期に求めては

## 答 賠償内容の充実と増額も含めて検討する

町は平成29年3月までは帰還することができないと宣言し賠償金を一括受領することを求めたが、避難指示解除準備区域と居住制限区域の町民に対する賠償金は、現在5年分しか支払われないことになっていく。

しかし、不十分な賠償内容となつていきますので、県内町村長、特に原発立地4町長が足並みをそろえて増額を求める考えで一致しています。

企業の営業損害や財物賠償の全てが課税対象となつており、手元に残る賠償金では営業再開をすることが困難である。

除染やインフラ復旧だけではなく、帰還後における産業基盤の形成を築き上げ、雇用の創出を図るためには、国任せにすることがなく、町が積極的に取り組み、近隣町村と連携することが不可欠と考えるが。

川から北側は、今年度の除草は不可能であると回答をしています。しかしながら、震災から2年以上が経過し、農地が荒廃することを防ぐために、国の帰還再生加速化事業を活用し、防火等のために町が一部除草を実施します。

町長は町民に対し、一律賠償を約束したはずだが。

賠償を訴え協議を重ねた結果、現在原子力紛争審査会が示す賠償基準となつており、今のところ、やむを得ないと判断しています。

営業損害賠償は、農業は平成29年2月まで、それ以外の企業は平成27年2月までの支払いが確定しているが、産業に区別せず、あと2年分は最低限支払うべきだと考えるが。

相双地区税務協議会では、税制優遇措置の創設を要望しています。

本町がこれまで培ってきた電力生産地としての経験を活かした再生可能エネルギーや新エネルギーの拠点として位置づけ、研究機関や関連企業の誘致を国の責任として果たしてもらわなければならない。

# 帰還に向け本格復旧に着手

# 質疑応答

# 委員会活動報告

平成25年4月19日に平成25年第2回臨時会を開催し、公共下水道富岡浄化センターの復旧設計に関する業務委託契約案が提出され、全会一致で原案のとおり可決しました。

復旧設計は、平成24年度に実施した被災状況調査結果を踏まえ、日本下水道事業団と業務委託費6千万円で締結するものです。

**問** 浄化センターの被害状況は。

**答** 都市整備課長補佐 管理棟および処理水槽はほぼ健全な状態です。一方、機械類は全喪失となっています。

**問** 原形復旧にかかる経費は。

**答** 都市整備課長補佐 総額で約28億円の経費がかかります。なお、激甚災害法を適用し、経費の一部は国の補助を受ける計画です。

**問** 必要最小限の復旧を。

**答** 都市整備課長補佐 帰還者数によっては、未稼働設備となる場合もあります。必要最小限の復旧を行ない、町への帰還できる環境条件などを見極めながら検討します。

## 常任委員会

## 議会運営委員会

総務文教常任委員会は平成25年4月15日および6月3日に、産業厚生常任委員会は4月16日および5月28日にそれぞれ開催し、「人事配置及び事務分掌」「平成25年度重点施策・事業」「事務事業の執行状況」「平成25年度補正予算(案)」などの所管事務の調査を行いました。

平成25年6月5日に開催し、6月定例議会の日程及び提出が予定されている議案について審査しました。

## 議会報編集特別委員会

平成25年6月12日、7月1日、17日、23日の計4回開催し、とおか議会だより第175号の編集を行ないました。



富岡浄化センターの外観



全喪失した機器類

## 原子力発電所等に関する特別委員会

平成25年6月5日に特別委員会を開催し、町および東京電力(株)より説明を受けました。

### 町より説明を受けた内容

- 平成25年2月から4月までに原子力発電所より通報を受けた事象

# 質疑応答

## 核燃料プールの冷温を保て!

**問** 核燃料プール冷却装置を止めた停電は、原発事故直後を町民に思い出させた。

事の重大さを認識し、反省をしているか。

**答** 東京電力(株) 最大29時間電気を供給することができず、冷却装置などが未稼働となり、広く社会に不安を与えてしまったこと、重く受け止めており、心よりお詫び申し上げます。

現在は、「福島第一信頼度向上緊急対策本部」を設置し、問題点の発見や改善をするなど、事故の再発防止に努めています。

## 汚染水を漏らすな!

**問** 漏えいが確認された地下貯水槽内の汚染水は。

**答** 東京電力(株) 順次、他のタンクへ移送を行なうとともに、周辺地盤への汚染水拡散防止やモニタリングの強化を行なっています。

**問** 汚染水の移送先である「地上貯水槽タンク」の信頼性は。

**答** 東京電力(株) 既存の地上貯水槽タンクの信頼性を高めるとともに、汚染水の漏えいを防ぎ、かつ、耐久性のあるタンクを増設します。

また、国内外の知見を活かし、多核種除去

## 誠意ある対応を!

設備で汚染水をきれいにすることと地下水の流入を止めることを当面の対策とし取り組みます。

**問** 家財の持出しに苦慮している町民の荷だしや除染などを手伝うことを考えているか。

**答** 東京電力(株) 既に、社員らが引越しや清掃の手伝いを協力している町村もあります。具体的な話があれば、すぐに対応し、行動に移すことが本社の務めと考えます。



東京電力(株)に説明を求める

### 東京電力(株)より説明を受けた内容

- 福島第二原発 ○原子力事業者防災業務計画に基づく復旧状況報告
- 福島第一原発 ○電源系の停止事故(3月18日発生)
- 地下貯水槽からの汚染水漏えい事故(4月3日発生)
- 福島第一原発1~4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況 ほか

### 明確な回答を東京電力(株)に求める

平成24年9月より質問し続けた内容についての回答を紹介します。

#### 問 漁業における賠償年数の期間は。

答 東京電力(株)

現在も福島県沖で操業自粛や出荷制限指示等が出ていますので、まずはそれらに伴う損害賠償を適切に進めていきます。

#### 問 放置車両の処理方法および時期は。

答 東京電力(株)

放置車両は社会的問題であると認識しており、環境省などに対応方策について相談しています。



放置車両が除染作業の妨げとなるが

所有者情報の確認や、自動車リサイクル法、廃棄物処理に関する法など、基本的には行政でなければ対応が難しい内容であると認識していますが、弊社にて協力できる部分は対応します。

#### 問 単身赴任者や学生なども家族構成に含めるべきでは。

答 東京電力(株)

単身赴任者や学生の家族は、個々の状況によるところが大きいことから、一律に賠償することは困難であり、定額賠償における家族構成に含めていません。

#### 問 賠償基準に企業努力を見せるべきだが。

答 東京電力(株)

事業再開後によって得られた利益は、一定の期間、または、一定の額の範囲を「特別な努力」として控除せず、逸失利益を支払っています。

#### 問 中小法人と個人とは、建物賠償の係数が異なるが。

答 東京電力(株)

法人の事業者が所有する固定資産については、固定資産台帳の作成義務および長期間の使用によって収益を獲得することを目的として建物を所有しているため、法人所有建物は、税法上の帳簿価額を用いて算定しています。

一方、個人の建物賠償額の算定における価値減少率については、減少率を設定するため、実績等がないことから、避難指示解除までの期間に応じて損害を算定するとした中間指針の考え方を踏まえ、設定しています。

### 町の復旧復興対策を迅速に

平成25年3月定例会以降、全員協議会を平成25年3月28日、4月19日、6月5日の3回開催し、国に対する要望や富岡沿岸部区域のまちづくり計画などの説明を町より受けました。

また、環境省に対し、本格除染の作業体制について説明を求めました。



平成25年4月19日開催の全員協議会

### 実現性のある計画を

問 富岡駅周辺の整備は。

答 町長 津波被害を受けた富岡駅周辺の家屋は、国の財源により解体し、更地にした上で新たな町づくりを目指します。

問 景観を考慮した防災・減災対策を。

答 都市整備課長補佐 防潮堤や浜街道の嵩上げ、防災林の植樹などの多重防災を講じる計画です。

なお、景観に配慮した防災林の樹木選定を検討します。

#### 問 自宅の解体費用を賠償すべきだ。

答 東京電力(株)

解体の合理性および解体金額の妥当性や確認方法について、引き

問 沿岸部には焼却施設などが建設される計画だが。

答 企画課長 津波被災地住宅の高台移転や富岡漁港、土地利用計画なども含めた町づくり計画を今後協議します。

問 不公平が生じない用地取得を。

答 副町長 用地の買

上げを前提とした町づくり計画を検討します。

### 除染作業を地元企業に

問 除染作業の請負を新たに望む地元企業に発注を。

答 環境省 ※共同企業体体制も考慮しながら被災自治体全体で取り組みたいと考えています。

また、除染作業の効率が下がらないよう、放射線の知識を持つ土木作業員の育成を企業に指導します。

※共同企業体(ジョイント・ベンチャー、JV) 複数の建設業者が、一つの建設工事を受注、施工することを目的として形成する事業組織のこと。



津波被害を受けた県道広野小高線



# 町民の思いをかなえるために



大島理森 自民党東日本大震災復興加速化本部長に要望書を



森 まさこ 特命大臣に要望書を



根本 匠 復興大臣に要望書を

平成25年5月23日、本町議会は町長とともに復興庁などを訪れ、雨漏りや小動物による傷みが激しく劣化した居住できない家屋を解体した上で除染を行なうなどの項目を記載した『復興に関する要望書』を関係大臣に手渡しました。  
議員からは、原子力災害に対する柔軟な制度の運用や新たな法の制定・整備、賠償指針の見直し、住環境の整備などを要望しました。

(当議会より11人参加)



## 『復興に関する要望書』

福島第一原子力発電所の事故発生から2年以上経過いたしました但未だ事故は収束せず、この未曾有の原子力災害は、富岡町民はもとより、福島県全域に甚大な損害を生じさせております。  
当町においては、本年3月25日をもって警戒区域を解除し、避難指示区域の見直しを行っております。  
しかしながら、今なお全町民が避難生活を余儀なくされており、生活再建の見通しが立たない中で毎日不安な生活を送り、精神的にも肉体的にも疲労は極限に達するなど極めて厳しい状況下におかれております。  
このため、町民の総意として、左記事項について、国の責任のもと実現していただくよう、強く要望します。

記

1. 避難指示区域見直しに伴う賠償を迅速かつ確実に実施すること。  
・被害の実態に見合った十分な賠償をすること  
・全ての損害に対し十分な賠償期間を確保すること  
・賠償金の税制上の取扱いを被災者の視点に立って検討し見直すこと
2. 長期避難に対する支援を継続すること。  
・仮設住宅・借上げ住宅への継続支援をすること  
・保険税、保険料(一部負担金含)に対する継続支援をすること  
・健康管理対策の充実と継続支援をすること  
・高速道路無料化を継続すること
3. 国の責任において町内全域の除染を早急かつ確実に実施すること。  
・警戒区域内にあり、修理・修繕等ができず長期間放置された家屋については、雨漏りや小動物等により荒廃が激しく放射線量も高いことから、解体を希望する住民には、国が責任を持って解体除染を実施すること

4. 避難指示区域見直しに伴う生活環境整備を国の責任において早期に実施すること。  
・津波被災地域の将来的な土地利用計画の策定をすること  
・医療・福祉・教育の早期再生をすること  
・ライフラインの早期着工をすること
5. 帰還に向けて、雇用の創出・産業の復興計画を早期に示すこと。
6. 旧警戒区域内住民に対して見舞金を支払うこと。
7. 避難者のための災害公営住宅の迅速かつ十分に整備し、家賃の減免を実施すること。
8. 立ち入り等に伴う放射線管理に対する対策の充実を図ること。
9. 避難指示区域の見直しに伴う防犯・防火体制の強化を支援すること。
10. JR常磐線(広野)原ノ町間を早急に復旧すること。
11. 被災者生活再建支援制度の見直しを実施すること。  
・制度の申請期間が平成26年4月末までとなっているが、警戒区域により家屋調査が遅延しているため申請期間を延長すること  
・対象区分の「長期避難」には、原子力発電所事故による長期避難者を含めること  
・被災者が町内外に帰還する場合、事故を起因とする新たな経費や心の負担等への支援制度を確立すること
12. 復旧・復興に向けた自治体への人的支援を図ること。  
・旧警戒区域であったため復旧・復興は他の地域に比して大きく遅れ、生活関連施設や医療施設、企業の復旧・再開や新規企業の誘致等、山積する事務事業の執行等に関わる自治体職員の不足が生じており、特に技術職の不足は深刻であることから、国による当該職員の派遣支援を行なうこと。

### 〔要望書提出先〕

- 内閣総理大臣 ○文部科学大臣 ○経済産業大臣
- 厚生労働大臣 ○環境大臣 ○復興大臣
- 女性活力・子育て支援担当(内閣府特命担当大臣)
- 自民党東日本大震災復興加速化本部長

# みなさんの声を、一つひとつ丁寧に

## ～応急仮設住宅自治会と議員との懇談会～

町議会は、今後の議会活動に資するため、町民の皆さまの意見を拝聴する懇談会を開催しています。ここでは、6月1日と9日に開催した平下高久および好間応急仮設住宅自治会から寄せられた主な質問などをご紹介します。



好間応急仮設住宅自治会との懇談



平下高久応急仮設住宅自治会との懇談

**問 住民** 10年先を見据えた町の方針を示して欲しいのですが。

**答 議員** 10年先の町の方針を示すには「帰還時期」を明確にする必要があります。

議会も、帰還時期について、再三、国に問いかけていますが、未だに返答がありません。誰もが生まれ育ったふるさとに帰りたい気持ちには十分に分かります。しかし、健康被害を考えれば大変難しい話であり、子や孫が帰らない町は、町として成り立ちません。

**問 住民** 本町の水道水は飲料水として使用できますか。

**答 議員** 専門機関による水質検査を行なった結果、飲料水として適正でした。



雨漏りにより天井が腐食した一般住宅

**問 住民** 雨漏りや小動物などで荒廃した自宅ではとても生活ができません。建て替えや別な土地を求めるしかないのですが。

**答 議員** 議会は、「買い取り」または「立ち退き」に係る費用を賠償に含め、家屋の解体除染を除染計画に取り入れること、また、安心して生活できる生活支援策を賠償とは別に講じることを国に強く要望しています。

**問 住民** 町内のがれきに大切な物があるかもしれませんので、がれきを仮置場等に移動する時は立ち会いたいのですが。

**答 議員** 皆さんの声を行政に届け、積極的に対応するように働きかけます。

**問 住民** 借上げ住宅に避難生活をしている町民は、近隣に頼れる方がおらず、居住できる期間や避難先での災害発生時対応など、様々な事項に不安を抱えています。

**答 議員** 今は緊急時の対応をしていますので、これからも改革し、良い生活を追及すべきだと思います。

多くの皆さんの声を拝聴するとともに、精査し町政に反映させていただきます。

# 政府内の検討・対応が示される

先に紹介した要望に対する政府内の検討および対応状況について、現段階での回答を得ましたので、一部を紹介いたします。

(ただし、政府内で調整中の解体除染や津波被災地の土地利用計画などの生活環境整備事業は除く。)

### 住居の継続支援

現在の復興状況を鑑み、応急仮設住宅の再延長は1年を超えない期間毎に延長することができま

### 雇用の創出 産業の振興計画

避難指示区域の解除見込み状況、町民の帰郷意向も踏まえ、町が策定した復興計画等において示す産業の将来像の具体化に向け、国、県、町の連携体制のもとで引き続き協議を行います。

### 災害救助法に基づく 住宅の応急修理制度

被災住宅の劣化・損壊の実態を確認した上で、町の意見も踏まえながら検討します。

### 健康管理対策

中長期的な健康管理を可能とするため、782億円の交付金を拠出して

福島県は、全県民を対象に被ばく線量の把握などの健康診査を行なっています。

### JR常磐線の復旧

地元自治体の要請等を踏まえつつ、住民帰還に合わせた復旧できるようJR東日本を指導します。

### 立ち入り等に伴う 放射線管理対策

早期帰還を加速し、町民のニーズにきめ細かく、また機動的に対応するため、町からの意見を踏まえ、住民へのガラスバッチの配布などを検討します。

### 住環境の整備

国や県、避難元自治体及び避難者受入自治体で構成する協議の場を設置し、受入自治体ごとに個別協議を進め、その状況を踏まえて、順次、拠点づくりに着手します。同時に、県が長期避難者向けの災害公営住宅の先行整備をしており、平成26年度当初より順次入居可能とな

### 防犯・防火体制 の強化

防犯体制は、各自治体と緊密に連携しつつ、特別派遣部隊および特別出向を含む福島県警察によるパトロール活動等といった施策を実施し、住民の安全・安心の確保を図ります。

また、防火体制は、管轄消防本部による巡回活動を

### 除草の実施

富岡川南地区は、現在調整中の特別地域内除染実施計画の策定後、同計画に基づき本格除草を実施する中で、特に除草について早期に対応するよう努めます。

また、富岡川北地区については、帰還・再生加速事業による対応も含めて検討

### 被災者生活再建 支援制度の見直し (原子力発電所 事故による長期 避難者について)

原発事故と相当因果関係が認められる損害は、東京電力(株)がその損害を賠償する責めに任ずることとなります。

なお、原子力損害により長期避難している世帯であっても、地震や津波により住宅が全壊するなどの被害が生じたものについては、被災者生活再建支援制度に基づき、支援金が支給されます。

# 議会はここで開催！

旧福島地方法務局郡山支局庁舎を本町議場として定例会等を開催します。  
是非、議会を傍聴してください。



## 会場までのアクセス



旧福島地方法務局郡山支局庁舎 富岡町議会事務局  
郡山市桑野2の1の1 郡山市大槻町字西ノ宮48-5

# ちよとひとと

## みなさまの声

ご意見等をお寄せいただきましたのでご紹介します。

## ロータリー活動を通じて思うこと



2012～2013年度  
富岡ロータリークラブ会長  
大和田 剛

2011年3月以降、富岡ロータリークラブは休会に近い状況となっておりますが、そんな状況でも組織の火は灯し続け存続しようというのが各会員の一致した思いです。

ロータリーには、自他に対し奉仕しようという「奉仕の理想」という理念があります。昨年は各地のロータリアンからの支援もあり富岡ロータリークラブとしては富岡町や川内村、榎葉町、広野町の子ども達に奉仕支援しようと計画し、特に0～6歳児までの園児たちを対象に子ども達が必要としている絵本、ビニールプールや基金等をクラブとしてできる範囲内で届けさせていただきました。

先が見えない双葉地方ですが、未来を担う子ども達に私達大人は何ができるのか、また何を託すのかを深く考えさせられた1年でした。人口減が予測されるこの地方で子ども達の未来のためにできることは何なのか、広域的な目線にたって大人としての責任を果たしていければと思っています。

## 今回の議会だより表紙写真を

# 大募集

### 応募締切日

平成25年  
10月15日(火)まで

応募方法などについては、  
議会事務局までお問い合わせください。

電話 0120-33-6466

- 発行責任者 議長 塚野芳美
- 議会報編集特別委員会
- 委員長 高野 泰
- 副委員長 宇佐神幸一
- 委員 早川恒久
- 委員 遠藤一善
- 委員 安藤正純
- 委員 山本育男

この号が、読者の皆さまに届く頃は、夏も真っ盛り、今年はずっと暑そうですね。ふるさとに居れば稲穂が始め、豊作を願う頃ですね。表紙は、保育園児が仲良くお散歩をしている様子です。たまには、子ども達以外の写真もいいかなと思います。表紙の写真は大募集しています。どなたでも応募できますので、ぜひ写真をお寄せください。今後とも、読者の皆さまに正確な情報を伝え、読みやすい紙面づくりに心掛けますので、ご愛読下さるようお願いいたします。

(山本 育男)



# みんなの声

みなさまの声をお聞かせ下さい！

編集委員会では、議会に対する町民の声を議会だよりに掲載したいと考えております。議会傍聴時の感想等なんでも結構ですのでお声をお寄せ下さい。

この印刷物は、FSC®の基準に従って認証され、適切に管理された森からの木材を含んだ用紙を使用して印刷しています。



富岡町公式HP [災害版]



富岡町 で 検索